

大正大礼における登極令「附式」の運用について

櫻井 颯

はじめに——近現代大礼の画期とその比較の意義について

近現代（ここでは、明治維新以来、今日に至るまでの期間とする）に五度行はれた天皇登極の大礼については、その内容から三種に分類されてきた。すなはち、

- ①明治大礼（慶應四年・明治四年） 明治維新の渦中に行はれた大礼であり、過渡期的・革新的な側面を多分に含んでゐた
- ②大正大礼（大正四年）・昭和大礼（昭和三年） 明治四十二年に制定された登極令に基づいて、明治立憲体制の中で挙行された
- ③平成大礼（平成二年）・令和大礼（令和元年） 神道指令によつて登極令が廃せられたが、新憲法下においても、登極令の内容にほぼ則つて挙行された

である。

この分類についてはすでに多くの研究者によつて踏襲されており⁽¹⁾、筆者が異論をさし挟む余地はないが、近現代の大礼の歴史的意義について考へる上で、筆者は二つの画期として、大正大礼と平成大礼に注目し、そのあり方について比較・講究したいと考へてゐる。

昭和四年に行はれた神宮式年遷宮とともに国民の神道熱を高めたとされる昭和大礼については、ナショナリズムに肯定的・否定的な双方の立場から多くの言及がなされてきた⁽²⁾。一方で、昭和大礼が大正大礼を概ね踏襲してゐるに関はらず、はじめて登極令が適用された大正大礼については、當時行はれた大礼使の官制をめぐる論争についての史的・政治学的研究の蓄積があり⁽⁴⁾、近年、社会との関はりについての研究が進みつつあるものの、登極令の条文にふれた、儀式内容そのものについての研究は、管見の限り、所功の労作『近代大礼関係の基本史料集成』（国書刊行会、平成三十年）の該当箇所、登極令本文を解説した賀茂百樹に注目した藤田大誠の研究等にとどまつてゐる。

平成大礼は、登極令のやうな確たる根拠法を欠く中、新憲法下ではじめて行はれた大礼であつたが、その挙行を求める国民運動において中心的役割を負つた神社本庁は登極令に準拠した挙行を目指し⁽⁵⁾、長年神社界の社会的弁護者として健筆を揮ひ、大嘗祭の実現にも腐心した葦津珍彦は、大礼の法的位置づけをめぐり大正期の大礼使官制論争を参考してゐた⁽⁶⁾。

今後の大礼のあり方、ひいては皇室・国家のあり方について考へるためには、近現代大礼の画期となつた大正・平成大礼の検討・比較が重要であると考へるが、平成大礼についての検討は別稿を期し、今回は大正大礼について、国立公文書館所蔵の『大礼記録』、宮内公文書館所蔵の『大正大礼録』や、清水書店から大正八年に刊行された『大礼記録』等を参照しつつ、特に「附式」の運用に注目しながら、その実態と意義について検討を行ひたい。

「附式」といふ語は本文に対する「おまけ」といふ印象を人に与へがちだが、登極令本文は簡略な全十八条しかな

く、その儀式内容については第十四条で「即位ノ禮及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ」と記してあるのみで、即位の礼・大嘗祭・大饗や神樂、賢所・神宮をはじめ皇靈への奉告を行ふ一連の登極儀礼の実態を解明するためには「附式」の検討は必須である。

また、後述するが、「附式」に当初明文による規定がなかったものの、祭儀執行上必要に迫られて新造された建築・設備（賢所乗御車、名古屋離宮賢所仮殿、等）も存在するので、こちらも併せて検討したい。

一、大正度の登極令「附式」の修正について

前節で紹介した所功編『近代大礼関連の基本史料集成』は、書名の通り、近代大礼に関する史料を網羅・体系的に集成した大著であり、登極令の本文とともに、伊東巳代治・奥田義人が中心となつて起草したとされる「附式」についても、明治四十二年二月十一日の公布時、昭和二年十二月三十日の改正時の『官報』を翻刻して比較するかたちで掲載してゐる。

この昭和二年の改正について、同書の第六章「『登極令』の成立過程」、およびその註釈において、若干の言及がある。

曰く「この改正はいつ誰の手で進められたのか、今のところ明らかでないが、大正四年の大礼実施に際して気付いたであろうような、参列者の服装や儀式の一部分などを微調整したにすぎず、本質的な変更は含まれていない。⁽¹⁰⁾」「昭和二年の『登極令』附式改正は、四十八箇所に亘るが、その内訳を仮に三分すれば、参列者の服装関係が三十一箇所、儀式の次第関係が十二箇所、官名の改称関係が五箇所となる。⁽¹¹⁾」

ところが、宮内公文書館蔵の『大正大礼録』（式部職 識別番号一枝番 九九〇三一～一二、以下「宮」とする）、国立公

文書館蔵の『大礼記録』（主に『大正大礼記録稿本二』請求番号〇〇〇四五一〇〇を参照。以下「国」とする）を見ると、大程度の大礼にあたっても「附式」中、祭儀に支障がある箇所について、相応の修正を行つてゐた。

該当箇所について翻刻を行ひ、ついで些かの考察を行ひたい。

以下、大正三年一月、期日奉告の儀に先立つて行はれた「附式」修正の概説部分について翻刻・検討する。

〔宮〕

準備調査

各儀ノ次第

附式ニ記載セル各儀次第

大禮ニ關スル各儀ノ次第ハ登極令附式ニ詳ナリ サレト場所狹隘等ノ爲メ附式ノ如ク行ヒ難キモノアリ賢所皇靈殿神殿モ御殿狹隘ニシテ附式ノ儘ニテハ行ハレ難キニ依リ大正三年一月期日奉告ノ儀ヲ行ハセラル、ニ先タチ慎重ニ調査シテ附式ヲ取捨シ同月十四日期日奉告ノ儀及齋田點定ノ儀ヲ大禮使長官ヨリ内閣總理大臣ニ上申センニ翌十五日御裁可アラセラレ同十七日各儀ニ涉リテ附式ノ如ク行ヒ難キ場合アラハ臨時適當ニ斟酌取捨スヘキ旨御沙汰アリタリ 依テ京都行幸ノ儀以下ノ各儀ニ就キ改正ヲ要スヘキ點ヲ調査シ既ニ評議員會ノ議決ヲ経改正ノ形式ニ付テ審議中俄ニ大禮使ヲ廢セラレタリ 翌四年四月大禮使ヲ置カレシ後再ヒ各儀ノ調査ニ從事センモ期日奉告ノ儀ヲ行ハルヘキ期日既ニ迫レルヲ以テ同月十六日同儀ニ関スル次第ノミ御裁可ヲ請ヒ京都行幸ノ儀以下各儀ニ關シテハ七月五日大禮使長官ヨリ内閣總理大臣ニ斟酌取捨施行方ヲ上申センニ同大臣ハ宮内大臣ト共ニ之ヲ上奏シテ御裁可ヲ請ヒ八月一日御裁可濟ノ旨大禮使長官ニ通牒アリタリ 依テ更ニ審議シテ成案ヲ作り十一月一日大禮使長官ヨリ内閣總理大臣ニ上申センニ同月五日御裁可アリタリ 是ヨリ先キ九月八日齋田拔穂ノ儀ヲ関係次第ト共ニ大禮使長官ヨリ内閣總理大臣ニ上申センニ同月十日御裁可ノ旨通牒アリタリ 今各儀ニ就キテ取捨セル

要點ヲ列舉スレハ左ノ如シ

大礼に関する各儀の次第は登極令の附式に詳細であるが、宮中三殿等は狭隘であり、附式のままでは執行が難しいことから、大正三年一月、「期日奉告の儀」に先立つて変更点を調査・取捨し、大礼使長官（当時、原敬）が内閣總理大臣（当時、山本權兵衛）へ上申し、「臨時適當に斟酌取捨すべき」旨の沙汰をえた。なほ、その上申は「國」によると以下の通りである。

大正三年一月十七日

宮内大臣伯爵渡邊千秋

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

通牒

大禮ニ關スル祭儀典式ニシテ場所狹隘等ノ為登極令附式ノ通施行シ難キ場合ニ在リテハ臨時適當ニ斟酌取捨スヘキ旨本日特ニ御沙汰有之候

即日、以下の沙汰があつた「國、地の文は毛筆書き、へゝ内は万年筆で加筆」。

大正三年一月十七日

内閣總理大臣（伯爵山本權兵衛）

大禮使長官宛（原敬殿）

通牒

別紙御沙汰ノ趣宮内大臣ヨリ通牒ニ付及回付候

京都行幸以降の各儀について改正の形式について審議中、昭憲皇太后の崩御があり、大礼使が一度廃止された。翌

四年四月、大礼使が再び置かれると、七月に大礼使長官（当時、鷹司熙通）から内閣總理大臣（当時、大隈重信）に、京都

行幸以降の各儀について再び上申があり、内閣總理大臣は宮内大臣とともに御裁可をえ、さらに審議を重ねて成案を作り、十一月にやうやく御裁可をえた。斎田抜穂の儀についてはこれに先立つて、九月に上申と御裁可が行はれた。以下、「國」では別紙に修正箇所が箇条書きで列記されてゐる。

〔登極令附式中斟酌取捨ノ件〕

○京都二行幸ノ儀

一 樂官ノ服装ヲ布衣單トスルコト（大禮使高等官著床ノ項）

一 龍簿ニ奉仕スル掌典補ニハ掌典長及掌典ト同シク衣冠單ヲ著用シ帶劍セシムルコト（文武高官等停車場ニ參集ノ項）

一 天皇ノ御服ハ御正装皇后ノ御服ハ御通常服ヲ用キサセラルルコトトシ龍簿ハ特別公式ヲ用キルコト（天皇皇后宮城出御ノ項）

○賢所春興殿ニ渡御ノ儀

一 神饌ノ供撤及御屏ヲ閉ツル間ニ神樂歌ヲ奏セシムルコト

一 祝詞ハ掌典長ヲシテ奏セシムルコト（掌典祝詞ヲ奏スノ項）

○即位禮當日皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀

一 樂官ノ服装ヲ布衣單トスルコト（大禮使高等官著床ノ項）

○即位禮當日賢所大前ノ儀

一 參列ノ為召サレタル女子ノ服装大禮服ハ袴袴ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得シムルコト（文武高官等參集ノ項）

一 内閣總理大臣供奉スヘキニ付宮内大臣内大臣ト同シク束帶ヲ著用シ帶劍セシムルコト（供奉諸員服装ヲ易フノ項）

一 威儀物捧持大禮使高等官ノ服装中ニ石帶ヲ加フルコト（大禮使高等官左右各二十人威儀物ヲ捧持シ本位ニ就クノ項）

一 威儀ノ本位ニ就クヘキ大禮使高等官ノ服装中ニ下襲及半臂ヲ加フルコト（大禮使高等官左右各二十人威儀ノ本位ニ就クノ項）

一 天皇后内陣ノ御座ニ著御ノ節侍立ノ供奉員中ニ大禮使長官及大禮使次官ヲ加フルコト（皇后内陣ノ御座ニ著御ノ次供奉諸員ノ項）

○即位禮當日紫宸殿ノ儀

一 門外列立諸員ノ參進スルハ殿上ノ西廂又ハ軒廊トシ其ノ參進ノ方法ハ時ニ臨ミ宜シキニ從フコト（大禮使高等官前導列立ノ諸員參進ノ項）

○大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀

一 奉仕者中掌典次長ハ之ヲ除クコト（大禮使高等官著床ノ項）

○大嘗宮ノ儀

一 參列ノ為召サレタル女子ノ服装袴袴ハ大禮服ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得シムルコト（文武高官等參集ノ項）

一 神門内掖ニ參進ノ大禮使高等官ノ服装中縫腋ヲ闕腋ニ代ヘ半臂ヲ加ヘ又黒袍者ノ胡籠ハ平胡籠紺袍者ノ胡籠ハ壺胡籠トスルコト（大禮使高等官左右各六人神門内掖ニ參進本位ニ就クノ項）

一 神座奉安ノ奉仕者中ヨリ掌典次長ヲ除キ且ツ袍ノ色ハ位階ニ依リテ區別セサルコト（悠紀主基兩殿ノ神座ヲ奉安スノ項）

○即位禮及大嘗祭後大饌第一日ノ儀

一 各地ニ於テ饗饌ヲ賜フヘキ者ノ服装ハ別ニ定ムルコトトシ且ツ女子ノ服装ハ中禮服ヲ著用セシメ桂袴ヲ以テ

之二代フルコトヲ得シムルコト（文武高官等參集ノ項）

一 皇后ノ御服ハ御中禮服ヲ用ヰサセラルルコト

○即位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀

一 皇后ノ御服ハ御中禮服ヲ用ヰサセラルルコト

一 召サレタル女子ノ服装ハ中禮服ヲ著用セシメ桂袴ヲ以テ之二代フルコトヲ得シムルコト（文武高官等參集ノ

項）

○即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀

一 召サレタル女子ノ服装中禮服ハ桂袴ヲ以テ之二代フルコトヲ得シムルコト（文武高官等參集ノ項）

○即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ親謁ノ儀

一 天皇ノ御服ハ御正裝皇后ノ□服ハ御通常服ヲ用ヰサセラルルコト

一 供奉員ノ服装ヲ男子ハ大禮服正裝女子ハ通常服トスルコト

一 樂官ノ服装ヲ布衣單トスルコト

以上、「國」に記された修正箇所は簡略であり、計二十四箇所と、昭和二年の訂正箇所として所氏が挙げてゐる件数の丁度半分である。ところが「宮」を見ると、「國」に挙げられてゐない修正箇所が多数、計六十六箇所挙げられてをり、それも詳細にわたり解説がなされてゐる。一例としてその冒頭「賢所二期日奉告ノ儀」について翻刻・検討する(なほ、割注は【】で示した)。

賢所二期日奉告ノ儀

一、參列員ノ服装中正服ヲ除ク 以下各儀之二微フ【但シ大正三年度ハ之ヲ除カス】

一、皇族綾綺殿ニ參入ノ項ニ公族ヲ加ヘ綾綺殿ヲ朝集所ニ改メ諸員參進ノ項ノ次ニ「次ニ式部官前導 親王、親

王妃、王、王妃、公族參進本位ニ就ク」ノ一項ヲ加ヘ拜禮ノ項ヲ皇后入御ノ次ニ改ム【但シ大正三年度ハ公族ヲ加ヘス】

三、供奉ノ諸員服装ヲ易フルノ項ニ於テ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、宮内大臣、侍從長、大禮使長官、式部長官、皇后宮大夫、大禮使次官ヲ除ク

四、天皇出御ノ項ニ於テ「式部長官、宮内大臣前行シ侍從剣璽ヲ奉シ侍從長、侍從武官長、侍從武官御後ニ候シ皇太子、親王、王、大禮使長官供奉ス」トアルヲ「侍從供奉ス」ト改ム

五、天皇内陣ノ御座ニ著御ノ項中「劍璽ヲ奉シ外陣」ヲ「簀子」ニ改ム

六、皇后ノ出御以下ヲ天皇入御ノ次ニ別項ニ掲ケ「女官外陣ニ候ス」ヲ「女官簀子ニ候ス」ト改ム
統いて、この修正についての若干の説明が続く。

以上各項中第一項正服ヲ除キタルハ海軍服装令ニ於テ正服ヲ正装ト改稱ゼンニ依リ第二項乃至第六項ヲ取捨セルハ大體御殿ノ狹隘ナルニ依ル 但シ皇太子ヲ除キタルハ未成年ニテ未タ御參列アラセラレサルニ依リ又公族ヲ加ヘタルハ朝鮮公族ハ皇族ニ準シテ待遇セラル、ニ依レリ

服装、参列・供奉者の人数、祭場の位次などについて、相応の修正が宮内省内で行はれてゐたことがわかる。
また、「宮」には「附式以外ノ各儀次第」として、附式には漏れてゐながら必要に応じて行はれるべき儀式を典儀部で調査し、大礼使長官の決裁を経たとして、左のやうに列記してゐる。

大嘗宮地鎮祭ノ儀

名古屋離宮賢所假殿地鎮祭ノ儀

悠紀齋田齋場地鎮祭ノ儀

主基齋田齋場地鎮祭ノ儀

悠久齋田拔穂前一日大祓ノ儀
主基齋田拔穂前一日大祓ノ儀

大嘗祭前一日御禊ノ儀

同 大祓ノ儀

大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭ノ儀

大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭ノ儀

大嘗祭後大嘗宮地鎮祭ノ儀

先行研究⁽¹²⁾では、伊東巳代治の指揮のもと、多田好問や奥田義人が「登極令」ならびに「附式」起草の中心人物として名前を挙げられてゐるが、国立公文書館蔵『大礼記録』や宮内公文書館蔵『大正大礼録』に記された、大正初年の修正について、具体的ないかなる人物が、いかなる意図をもつて、修正を行つたのかは定かではない。

服装や部分的な点について「微調整したにすぎず、本質的な変更は含まれていない」といふのが昭和二年『官報』掲載の修正についての所功の評価であるが、それは大正初年の修正についても概ね同様と思はれる。しかし、その箇所は数点に留まらず、多岐にわたつてゐた。膨大・詳細な附式といつても、実際の祭儀をそのまま行ふには障壁があつたのであらう。

「宮」は大礼に関する事務を直接行ふことが多かつた宮省内で作成された記録であるのに對し、「国」は大正五年に組織された「大礼記録編纂委員会」⁽¹³⁾による記録である。列記された修正箇所について、件数の違ひは記録者の性質によるものであらう⁽¹⁴⁾。

なほ、この際の宮省内での修正において、朝鮮公族が、祭祀への参列者に加へられてゐることに注目したい。日本が韓国を併合した明治四十三年は登極令制定の翌年であり、大正四年の大礼に合はせて急遽書き加へられたのであ

らう。なほ、李王家の法的処遇を定める必要が生じたのは大正五年に李垠王世子と梨本宮方子女王に縁談が持ち上がり、七年に皇室典範増補が、婚約成立の直前に成立するまでの間とされており、修正はこの動きに先んじたものと指摘できる。

本項冒頭で紹介した昭和二年の「附式」改正においても、公族参列の明文規定は行はれなかつた。しかしながら、昭和大礼の実際の各種行事に公族が参列してゐたことは、所の前掲書『近代大礼関係の基本史料集成』卷末の詳細な対照表でも検討されてゐる通りである。このやうに、大正期に行はれた「附式」修正に関して、必ず全てが昭和の改正に反映されたわけではなく、昭和大礼の一連の儀式が必ずしも昭和の改正の通りにすべて挙行されたわけでもなく、実施に当たつての種々の微調整は行はれてゐた。

「附式」の修正に関しては、当時祭祀に奉仕した掌典たちの意見も当然反映されたであらう。近年研究が進んでゐる星野輝興をはじめ、それぞれの人格や思想がこの大正期の修正にどの程度反映されたのか、今後の課題としたい。⁽¹⁵⁾

また、登極令附式には、京都皇宮内で賢所を奉安するための春興殿について記載されてゐるが、「附式」成立時には春興殿は存在せず、大正大礼に際して新造する要があり、他にも「附式」に記載がないながら新造された建造物・設備等があつた。

即位礼・大嘗祭がいづれも京都で行はれたことこそ、大礼・昭和大礼の大きな特徴であり、次項以降では、賢所の東京から京都への動座のために使用された、賢所乗御車、名古屋離宮賢所仮殿について、特に検討したい。

一、賢所乗御車の建造と運用について

大正大礼は、行幸（または奠都・遷都）先の東京で大嘗祭が行はれた明治の例とは異なり、賢所の京都への動座を伴ふ

もので（登極令第十一條「即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス」にもとづく）、東京駅から京都駅までの移動には有史以来はじめて鉄道が用ひられた。賢所を奉斎した車を「賢所乗御車」（または「賢所奉安車」、「賢車」と言ひ、令和五年に品川区のJR東日本「御料車庫」が解体されるまで、同所に保管されてゐた（以降の保管場所は未公表）。

鉄道院は大正元年末から二年二月に亘つて木材の準備等に着手、同年十二月には御座所以外は概ね竣成し、また乗御車と御羽車（駅から行在所等までの渡御に用ゐる神輿のやうなもの）との間の賢所移御のために「賢所移御装置」が製作された。^{〔17〕}

鉄道院は、昭憲皇太后の崩御に伴ふ一時中止を経て大正四年五月十九日、賢所乗御車製作工事方法書、賢所乗御降御の順序、奉仕分担案を大礼使鉄道部長に提出、模型を作成し、掌典長・掌典次長・典儀部事務官・式部官・掌典、鉄道院副総裁、中部・西部両鉄道管理局長、工作・運輸・公務・監督の四局長、その他関係諸員一同立会の上で実地試験を行つた（大正四年九月二十三日＝東京駅、二十六日＝名古屋駅、二十七日＝京都駅）。試験の結果を反映して移御装置の微調整を行ひ、大井工場において完成をみた。

元国鉄大井工場車輛課主席の田邊幸夫も後年この賢所乗御車を紹介し^{〔18〕}、中央に賢所奉安室、前後に各三室・計六室の掌典室が配置されてあり、奉安室の前位隣りの室には掌典長・掌典次長、再前位の室には内掌典、最後部の室には賢所の繫締作業をするため、工作上部および大井工場から國鉄職員が掌典補といふ職名を頂戴して添乗してゐたことを述べ、「世界でも類例を見ないであろう神様をお乗せする」車であつたと称へてゐる。

このやうな鉄道車については登極令「附式」に明文の規定がなく、東京・京都間の移送といふ目的を達するために、現場での必要に迫られて建造・運用がなされたのであらう。

かくして完成した賢所乗御車は、東京駅から行在所・名古屋離宮（名古屋城）のある名古屋駅まで丸一日、名古屋駅

から京都御所のある京都駅まで丸一日といふ行程を、大正四年十一月・昭和三年十一月の二度にわたつて往復し、また長い眠りに就いたのである。

科学技術の進展は近代以降、いつの時代も目覚ましいものがあり、鉄道の普及を踏まへて大正・昭和二度にわたり運用された賢所乗御車は、当時の最新技術と伝統との折衷の一例として振り返ることができるだらう。

三、名古屋離宮賢所仮殿の奉斎について

大正・昭和の大礼について、当時の東京・京都間の鉄道移動には延べ二日を要したため、道中適当な箇所において一泊する必要があった。行在所として選ばれたのが当時名古屋離宮と称した名古屋城の地であり、賢所の奉安のため同地の御深井丸には賢所仮殿が建設された。以下、特に大正期に新造された名古屋離宮の賢所仮殿について、新聞資料等をも参照しながら考察したい。

◇建設に至るまでの経緯

明治天皇の諒闇が明けた「東京朝日新聞」大正二年十一月十五日付に、「●行宮御造営の議 ▽名古屋離宮内」と題して

今上陛下には即位礼及大嘗祭を行はせらるゝ為明年秋冬の交を期し皇后陛下御同列神器を奉じて京都に行幸啓あらせらるるに付中央停車場より御発車名古屋離宮に御一泊あらせるゝことに御内定相成りたる趣にて名古屋離宮に於て如何に神器を奉安すべきかに就き目下当局に於て種々考案中の由なるが神器は宮中賢所に奉安するものにて今回名古屋離宮内に賢所を造営する程の必要あるまじきも既に別殿に奉安することとなりたる今日必然清淨を

旨とする御仮屋式に一時的の行宮を造営し神器を奉安せらるべしと申すとする記事が掲載された。明けて大正三年の三月十三日付には、「●大礼御用の建築 ▽両行在所の設備 ▽賜宴場の大食堂」と題し、

御大礼費用五百五十余万円は十一日の衆議院予算委員総会並に十二日の同本会議に於て孰れも満場一致を以て可決確定され貴族院に於ても勿論同様通過する事なるべく諸般の御準備も従来は云はゞ予備的事業なりしも是より愈第一期に入り予て大礼使に於て調査せる処に依り順次御着手の運びとなるべく

として、以下、「賢車仮御殿」「山田行在所」「大饗殿と舞楽場」と、大礼のために新築されるべき建築物が挙げられてゐる。「賢車仮御殿」の項を見ると、

天皇皇后両陛下には御即位大礼前賢所並に剣璽を奉じて東京御発輦京都に行幸あらせらるゝ事は既報の如く途中両陛下には名古屋御駐輦、行在所は同離宮を以て充てさせらるる事勿論にして剣璽は両陛下と御同宮にあらせらるべきも賢所を奉安申し上ぐべき適當の宮殿無ければ大礼使にては不日名古屋離宮内に一時的の賢所御仮殿建築に着手せらるゝ筈なりと紹介されてゐる。この通り、大正二年十二月頃、大礼使において名古屋離宮内における賢所の奉安について協議、仮殿の建築を決定し、同三年三月に予算が確定した。（工費約二十万円）「東京朝日新聞」大正四年八月十四日付）。なほ、大正大礼においてはじめて建築されたものとして他に京都皇宫内で賢所を奉安するための春興殿があり、これは名古屋離宮の仮殿に先立ち工事を進められてゐた。

◇地鎮祭と建設

かくして立案された建築計画に則り、賢所仮殿の建設に向け、地鎮祭が執り行はれた。「国」中に地鎮祭に關しても

記事があり、それに基づいて大正度の建設日程をまとめると左のやうになる。

大正四年八月十三日 午前八時より地鎮祭(河鰐公篤掌典、星野輝興、高木慶太郎掌典補らが奉仕)⁽²⁰⁾

八月十五日 造営着手(大礼使参与、造営部長片山東熊が奉仕)⁽²¹⁾

九月十月頃 竣工

なは、昭和度は左記の通りであつた。

昭和三年六月二十四日 午前九時より地鎮祭(八束清貫掌典、森山久樹、羽根田稔掌典補らが奉仕)⁽²²⁾

七月一日 建築着手(名古屋市・北川幸吉が奉仕。工事監督は森泰治技師)

八月二十一日 上棟祭⁽²³⁾

九月三十日 竣工

また、『大礼記録』(清水書店、大正八年)には、新規建設物の一覧の中に「賢所假殿地鎮祭祭舎」「同神饌所」「同幄舎」の欄があり、それぞれ坪数が五三三三、一二五〇、三七五〇坪、いづれも構造は「吹抜切妻造柿葺砂敷」であつたことが分かる。これは、悠紀・主基斎田の地鎮祭祭舎(五三三三坪)・斎場神殿(五〇〇〇坪、ただし黒木作妻／平入正面切妻柿葺)と遜色ない規模であつた。⁽²⁴⁾

〔国〕によれば、大正の地鎮祭で奏上された祝詞は下記の通りである。

賢所名古屋離宮假殿地鎮祭祝詞

此地平宇斯波伎坐須神等乃御前爾掌典正四位子爵河鰐公篤恐美恐母久此度此地平賢所乃假御殿造奉留倍地止振定米給比奧
山乃大峽小峽爾生立留木平斎斧平以豆伐採利中間乎持出来豆斎鉗平以豆斎柱立豆御殿仕奉良志給止須故今日平生日乃足日止斎定豆
御幣帛奉利御食御酒平始米種々乃物乎備奉利斎祭良志給布事乎聞食志豆斎鎮奉界乃内踏平須地乃平加爾築固半右根動枝無久夜乃守日乃
守爾守幸波給倍祈請白須事乎聞食世恐美恐母白須

大正四年八月十三日

また、幣物として幣五本、鎮物として五色絶各五尺、神饌として三方七台 洗米、酒、堅魚、腊・干鰈、海菜として昆布・平荒布、果実として搗栗・林檎、塩・水が奉獻されてゐた。

大正度、昭和度いづれも掌典以下掌典補が東京より出張し地鎮祭を奉仕して起工し、造営されてゐる。大正度に比して昭和度の地鎮祭・起工が一ヶ月以上早まつてゐるのは、昭和度に奉仕した森技師が京都賢所奉安殿、紫宸殿等工事にも関与してゐたためである。⁽²⁵⁾

◇大礼における奉斎

それでは、竣工した名古屋離宮の賢所仮殿を奉斎するにあたつて、どのやうな神事が執り行はれたのであらうか。

『大礼記録』(大正八年、清水書店)に一連の次第が掲載されており、仮殿の寸法等の仕様も詳細に記されてゐるので、長くなるが、名古屋駅に賢所乗御車が到着し、御羽車に奉遷して以降の部分を、適宜、日付を冒頭に掲げながら以下に引用したい。⁽²⁶⁾

大正四年十一月六日

歛簿ハ、順路ヲ経テ前進シ、五時一分、賢所御羽車、名古屋離宮正門ヲ通御、正門内岐路ヨリ左折シ、同七分、深井丸ノ仮殿ニ著御アラセラル。陛下ハ、正門通ノ岐路ヲ通御ノ際、賢所ニ御一拝アリ、表一ノ門ヲ経テ、同七分、離宮ニ著御アラセラル。

賢所著御ノ後、仮殿ニ於テ祭典ヲ行ハセラル。仮殿ハ、是ノ歳八月十三日、地鎮祭ヲ行ハレシ後、昼夜力ヲ展ベテ、工既ニ竣リシ者ニ係ル。構内ハ東西十八間半、南北二十間、板垣ヲ匝ラシ、正南ニハ正門、東西両面南寄ニ

ハ掖門、北面左右ニハ通用門を設ク。仮殿ハ正中ノ北寄ニ在リ、間口三間半、奥行四間半、板敷ニシテ、南及東西ノ両面ニ扉ヲ、各扉ノ左右ニ蔀戸ヲ設ケ、北面ヲ板張トシテ、左右ニ開戸ヲ設ク。其ノ後方ニ渡廊ヲ造リテ、神饌所ヘノ通路トス。神饌所ハ構外ニ在リ、間口三間、奥行一間、其ノ東ニハ掌典詰所アリ、西ニハ内掌典詰所アリ、棟ヲ同ジウス。正門内ノ西側ニハ手水舎ヲ設ケ、正門外ノ東西両側ニハ儀仗兵ノ哨舎各一棟ヲ構フ。

当日早旦、掌典子爵河鰐公篤ハ、予メ仮殿ノ清祓ヲ奉仕シ、解除ノ詞ヲ奏シ、著御ニ先ダチテ、殿ノ東西南三面ノ御屏ニハ御幌ヲ垂レ、各蔀戸ニハ御簾ヲ下シ、北面ニハ御壁代ヲ懸ケ、正門内外ノ東西両側ニハ台提灯各一対ヲ設ク。午後四時四十分、御屏ヲ開キ奉リ、南面ノ御幌ヲ褰グ。賢所著御ノ後ハ、御羽車ノ前面左右ニ御灯及御燭ヲ点ジ、神饌供進ニ際シテハ、御前ニ八足案ヲ設ク。掌典長岩倉具綱以下、鹵簿外ノ掌典ハ、名古屋停車場ヨリ先著シ、仮殿正門内ニ於テ御羽車ヲ奉迎シ、正門ノ御屏ヨリ以内ハ、掌典補、之ヲ奉昇シ、御殿ノ中央ニ吳床ヲ具ヘテ奉安ス。近衛将校以下退下ノ後、御前ノ裝飾ヲ奉仕シ、次ニ、河鰐掌典ハ、掌典補ヲ率ヰテ、神饌ヲ供シ、祝詞ヲ奏ス。此ノ間諸員敬礼。訖リテ、神饌ヲ撤シ、御屏ヲ閉ヂ奉ル。此ノ間諸員敬礼。五時四十五分、儀ヲ訖フ。

十一月七日

十一月七日、快晴昨ノ如シ。名古屋離宮ヲ出御アラセラルルニ先ダチ、賢所仮殿ニ於テ祭典ヲ行ハセラル。其ノ儀ハ、前日ニ同ジク、午前八時ニ始マリテ、同十分ニ終ル。次ニ出御ノ準備ヲ奉仕ス。

時刻ニ及ブヤ、鹵簿内供奉ノ掌典次長公爵九条道真以下、近衛将校及第三師団騎兵ハ、仮殿ノ正門外ニ整列シ、掌典二人ハ仮殿ノ前ニ候ス。次ニ、掌典補ハ、御羽車ヲ奉昇シテ、正門ノ御入口ニ至リ、是ヨリ、駕輿丁奉昇シテ、八時五十三分、仮殿ヲ出御アラセラル。

十一月二十七日

賢所ハ、三時三十二分、名古屋離宮仮殿ニ著御アラセラル。陛下ハ、正門通ノ岐路ヲ通御ノ際、賢所ニ御一拝アリ。表一ノ門ヲ経テ、同三十五分、離宮ニ著御アラセラル。

賢所仮殿ノ祭典ハ、曩日、東京ヨリ著御ノ時ニ同ジク、五時四十五分、儀ヲ訖フ。

十一月二十八日

十一月二十八日、名古屋離宮出御ニ先ダチ、賢所仮殿ニ於テ祭典ヲ行ハセラル。其ノ儀ノ次第並ニ奉仕者ハ、総テ昨日ニ同ジク、午前五時二十五分ニ始マリテ六時ニ終ル。次イデ、出御ノ準備ヲ為ス。同二十分、賢所御羽車、便殿ヲ出御アラセラル。

昭和五年～七年に刊行された『昭和大礼記録』にも同様に行はれた賢所奉斎の次第が記されてゐるが、固有名詞や細かい時刻を除き内容が重複してゐるので、割愛する。なほ、仮殿の規模としては「東西約十八間、南北約十八間半」とあり、大正度に比しわづかな縮小化が見られる。

次第を概略すると、以下の通りである。名古屋駅に到着した賢所乗御車から移御装置によつて賢所は御羽車に奉遷され、名古屋離宮へ向かふ。名古屋駅から鹵簿を同道してゐた、御羽車と、天皇を乗せた鳳輦は名古屋離宮の正門を入つてからわかれ、御羽車は仮殿へ向かふ。その際、天皇は行在所へ向かふ前に鳳輦をとどめ、賢所に対しても敬礼を行つた。御羽車によつて仮殿に著御した賢所に対し、掌典以下は祭祀を行ふ。その内容は開扉、献饌、祝詞、撤饌、閉扉、と簡略なものであつた。翌朝、発御にあたつて前夜と同様の祭祀を行ふが、その開始はスケジュール上、場合により朝五時台とかなり早いものとなつた。

なほ、著御時・発御時の祭典の祝詞は「国」によればそれぞれ以下の通りである。

掛卷母恐伎

賢所乃太前掌典正四位子爵河鰐公篤恐美恐美母白久今朝東京奈皇宮乎出立世給比志道乃長道恙奈今志此乃離宮爾著世給賀故爾御食御酒平備奉利慎敬比仕奉良志布事乎聞食世恐美恐美母白須

大正四年十一月六日

掛卷母恐伎

賢所乃大前掌典正六位佐伯有義恐美恐美母白久今志此離宮乎出立世給比志道乃長道恙奈今志此乃離宮爾著世給賀故爾奉利慎敬比仕奉良志布事乎聞食世恐美恐美母白須

大正四年十一月七日

賢所仮殿の祭祀について、昭和度の神饌（洗米、酒、餅、饅頭、昆布）はいづれも名古屋市民の供納に依つてゐた。²⁷ 大正度は未詳ながら同様であつたと推定できる。東京から持参するのではなく現地の人々の奉賛を受けることで、皇室と国民の紐帯を新たにすることがかなつたと言へよう。

◇拝観、解体と下賜について

昭和三年、昭和天皇の大礼直後に大礼記者団に名古屋離宮特別拝観が許され、賢所仮殿も記者たちの目にふれることがとなつた。「名古屋新聞」の当時の記事⁽²⁸⁾は、天守閣から仮殿を目にした印象が記者の感激と共に書き記され結ばれてゐる。

われらは拝観□天守閣に登昇したが、五層楼上の西窓より眼下に白木の新しい賢所奉安所を拝した。丸木の鳥居、

杉角の柵、簡素ながら神々しい奉安所の御造営が晴渡つた小春の陽の下に神々しく輝いて拝せられた。（一記者）また、大正・昭和の二度にわたつて造営された仮殿はその後どうなつたのか。昭和大礼を目前に控へた昭和三年十月二十五日、「名古屋新聞」の「殆ど出来た離宮のお手入れ 仕上げは今月一ぱい 奉仕の工匠四十余名」と題した記事に宮内属のインタビューが載つてゐる。

聖上、皇后両陛下の御駐輦遊ばされる名古屋離宮は賢所を奉安する仮殿の御新造を始め正殿御寝の間その他の電灯取つけ、手入れも殆ど完了し目下毎日四十余名の雑工入り込み仕上げに光栄の奉仕をいそしんでゐるが大体今月一杯を以つて終るはずである、名古屋離宮主任高橋宮内属は謹んで語る

大体はできあがりましたがまださてついてゐます、電灯の取りつけなどと申しましてもホンの一時的なもので電灯器具の如きは宮城からお古いのを持つてくるようなことだから蠟燭よりいくらかあかるい程度でまことに恐れ多いことです、賢所仮殿は大正天皇のときには招魂社に下賜になつた、今の城北練兵場招魂社の拝殿がそれなりですが今度はどういふことになりますか（傍線引用者）

とあり、大正度の仮殿の城北練兵場招魂社の拝殿として下賜されてゐたことがわかる。また、大正度の調度品については愛知県神職会の会報により、熱田神宮を始め県社等へ下附されてゐたことがわかる。⁽²⁹⁾

なほ、昭和度の仮殿は水上姫子神社の社殿として下賜され⁽³⁰⁾、正門は官祭招魂社の正門として移転してゐた。⁽³¹⁾

沿道市民の奉送迎や、行政の長への親謁のみならず、祭儀の中で名古屋市民の供納による神饌を献じてゐたことは、大嘗祭における庭積机代物を想起させるものがある。

神器と愛知県（名古屋）との関係といへば、神剣そのものを奉斎する熱田神宮の存在があるが、近代大礼の行在所に熱田神宮ではなく名古屋離宮が選ばれた理由はなぜか（現在、名古屋駅より、名古屋城まで徒步約三十分、熱田神宮まで一時間十分強かかるが、単純に理由が「近いから」だけであつたのか）、熱田神宮を行在所として選んでゐた場合に、神事はどう

のやうなものになつてゐたか、想像するに興味はつきない。

むすびに

本稿の「二」においては、国立公文書館所蔵『大礼記録』、宮内公文書館所蔵『大正大礼録』を参照し、先行研究において、昭和初年の修正が指摘されてゐた登極令の附式について、大正初年の段階においても多岐にわたる修正が宮内省内で検討され、内閣総理大臣が御裁可を頂いて修正が実施されたことを明らかにした。その内容は概ね「参列者の服装や儀式の一部分などを微調整したにすぎず、本質的な変更は含まれていらない」との昭和度の修正と相違ないが、併合されたばかりの朝鮮公族の祭祀への参列が許されるなど、時代の変化を反映した修正もあった。

また「二」「三」においては、「附式」そのものには明文の規定がないが、大礼挙行の必要性から特に新造・運用された賢所乗御車、名古屋離宮賢所仮殿について検討した。いづれも新例であり、かつ平成以降の大礼においては（特に、その舞台が京都から東京へ移ったことから）運用がなかつた大正・昭和度のみの特徴であるが、いづれも一世一代の盛典にふさはしく、関係者の入念な準備によつて厳肅に運用されたものであつた。即位礼・大嘗祭が行はれる東京・京都や、悠紀・主基國をはじめ献納品の調製される各地方について言及されることが多い大礼研究の中では、近代大礼と、賢所の奉斎が行はれた名古屋との関係性を示すことができたことは収穫と言へよう。

一方で、課題も多い。本稿では、宮内公文書館、国立公文書館の所蔵史料、刊行された『大礼記録』等の間の性格の違いを深く掘り下げて考察することができなかつた。また、本稿で取り上げた設備や各儀式次第と、取り上げなかつた設備・次第との関係性、さらには昭和大礼との比較も充分ではなかつた。読者諸賢のご助言を賜りながら、研究の一層の深化を期したい。

- (1) 武田秀章「近現代の大嘗祭」(第二次「悠久」一五八、令和元年)、齊藤智朗「発題 近代における皇室制度と御代替」(『神社本庁総合研究所紀要』二四、令和元年)、藤本頼生「発題 近代・現代の大嘗祭を考える・近現代の大嘗祭の連続性・非連續性と近代皇室制度・神社祭祀制度の整備から」(『神道宗教』一二五四・一二五五、令和元年)等。
- (2) 阪本是丸「昭和戦前期の『神道と社会』に関する素描—神道のイデオロギー用語を軸にして」(國學院大學研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『昭和前期の神道と社会』弘文堂、平成二十八年)。
- (3) 否定的な言及として、中島三千男『天皇の代替わりと国民』(青木書店、平成二年)、西秀成・荻野富士夫・藤野豊『昭和大礼記録(解説)』(不二出版、平成二年)等。
- (4) 田中真人「近代天皇制国家における即位礼・大嘗祭——一九一四年の大礼使官制論争」(『日本史研究』二〇七、昭和五十四年)、同「帝国憲法における天皇と輔弼責任」(『日本国家の史的特質(近世・近代)』思文閣出版、平成七年)、田頭慎一郎「議会政治家からみた主権と天皇——斎藤隆夫の憲法論」(『日本政治研究』三一一、平成十八年)、国分航士「明治立憲制と『宮中』・明治四〇年の公式令制定と大礼使官制問題」(『史学雑誌』一二四一九、平成二十七年)等。牟禮仁は『藝林』三八・三九(平成元年)に「大礼使官制問題関係資料」を連載した。
- (5) 松田隆行「大正天皇の『御大典』と地域社会・天皇の即位儀礼と国民統合」(『花園史学』三三一、平成二十三年)、原田雄斗「天皇の代替わりと神社界・大正期における『全国神職会会報』の論説を中心に」(『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所年報』一、平成三十一年)において、大正大礼についての先行研究は数少ないと指摘されてきたが、近年は下賜建物について(原戸喜代里・大場修、平成二十一年)、大礼記念文庫について(磯部敦ほか、平成二十六年)、天覧能の頓挫について(中嶋謙昌、平成二十八年)、イルミネーションについて(佐藤守弘、平成二十九年)、狂犬病対策について(松村啓一、令和三年)、精神障害者・ハンセン病患者の取り締まりについて(藤野豊、令和四年)等、各分野からの検討が進み、活況を呈してゐる。また藤田大誠には「大正大礼における神社界の活動・全国神職会と皇典講究所を中心とした『國學院雑誌』一二〇一(一、令和元年)がある。
- (6) 藤田大誠「大正大礼前史における大嘗祭解釈・賀茂百樹『通俗講義登極令大要』を中心に」(『神道宗教』一二五四・一二五五、令和元年)。

(7)

神社本庁御大典記録誌編集委員会編『平成の御大典を壽ぐ 神社本庁活動記録』(神社本庁、平成四年)、神道政治連盟『御代替に関する記録(解説編・資料編)』(平成四年)、等。

(8)

渋川謙一「社友葦津珍彦大人追悼の言葉」(『神社新報』平成四年六月二十二日付)。

(9)

皇室法研究会編『共同研究 現行皇室法の批判的研究』(神社新報社、昭和六十二年。平成二十九年同社より増補改訂版が刊。また平成八年同社より刊行された『葦津珍彦選集第一巻 天皇・神道・憲法』にも所収)。増補改訂版でいへば、一七三)一八二頁を参照した。

(10)

所功「第六章 登極令の成立過程」(『近代大礼関係の史料集成』、二五二頁)。

(11)

所「第六章 登極令の成立過程」(『近代大礼関係の史料集成』、二六九頁注(68))。こゝで「付」として紹介され、同書卷末に収録されてゐるのが登極令と「附式」の翻刻である。

(12)

所「登極令」の成立過程(初出は『産大法学』二二一三・四、平成元年。『近代大礼関係の史料集成』に加筆修正の上収録。同書卷末の年表にも明治三十九年十月四日の事項として「伊東(49)・多田(61)・奥田義人(34)ら「登極令」付式案を京都で実地検分」とあるのが興味深い)。

(13)

国立公文書館蔵『大礼記録』の成立過程については、所功「大正大礼の概要と『大礼記録』の編纂」(前掲『近代大礼関係の史料集成』所収、初出はマイクロフィルム版『天正大礼記録』別冊「解題」、臨川書店、平成十三年に詳しい)。

(14)

宮内公文書館蔵の『大正大礼記録』該当箇所の署紙各ページ左下には「大十一」と赤く印字されてあり、実際に筆写されたのは大正十一年か。

(15)

高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争(上・下)——皇室裁判令案・王公家軌範案・皇室典範増補——」(『社会科学』三二・三四、昭和五十八・五十九年)等参照。

(16)

明治末期から掌典として各種祭祀に奉仕し、昭和期に掌典長として活躍した星野輝興の思想については、「別天神論争」や大嘗祭觀をめぐつて、佐野和史「昭和一七年の別天神論争」(『神道学』一二九、昭和六十一年)、菅浩二「神權政治と世俗的動員の間に——『國家神道』と総力戦」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二、平成二十年)、神杉靖嗣「星野輝興・弘一の神道学説をめぐつて」(前掲『昭和前期の神道と社会』)、中野裕三「星野輝興の祭祀学」(『國學院大學研究開発推進センター編』・阪本是丸責任編集『近代の神道と社会』弘文堂、令和二年)、等の研究がある。また、その先輩とも言ふべき掌典、たとへば宮地嚴夫、佐伯有義、後輩の川出清彦といった人物も学識者として著名であるが、特に大正期の

活動については研究の余地があるのでないだらうか。

(17)

大礼記録編纂委員会編『大礼記録』(清水書店、大正八年)一〇三~一〇六頁。以下同様。

(18)

田邊幸夫「車両(くるま)とともに三〇年 大井工場OBの思い出ばなし」三四四(『鉄道ジャーナル』一八〇、昭和五十七年)。

(19)

「神様をお乗せした車」の例として、天皇陛下の行幸の際に今でも御料車の中で侍従が神器を捧持してゐるほか、終戦直後、熱田神宮の神劍をお守りするために疎開先の水無神社まで神職が自動車内で捧持し、一ヶ月間後に還御する際にも高山線の中で神職が捧持してゐたといふ逸話がある(篠田康雄「年輪を重ねて(二) 緊張連続の青年時代」、『神社新報』平成三年二月十八日付)が、当初から「神様をお乗せする」ことを目的に建造され、ほかの目的で使用されてゐないのは、たしかにこの賢所乗御車だけであらう。

(20)

「東京朝日新聞」「名古屋新聞」大正四年八月十四日付。朝日新聞は地鎮祭開始時刻を十時とする。

(21)

瀬口哲夫「近代名古屋と最初期の建築家達」佐立七次郎、辰野金吾、曾禰達蔵、片山東熊」(『名古屋造形大学紀要』一九、平成二十五年)。

(22)

野田菅麿「昭和御大礼参列記念録」(松陽新報社、昭和十一年)。「名古屋新聞」昭和三年六月二十三日、二十四日付。

(23)

「名古屋新聞」昭和三年九月六日付。

(24)

大礼記録編纂委員会編『大礼記録』(清水書店、大正八年)六二、六三頁。

(25)

「名古屋新聞」昭和三年六月二十四日付。

(26)

大礼記録編纂委員会編『大礼記録』(清水書店、大正八年)より、京都行幸については二二六~二二九頁、東京還幸につ

いては六一三頁を参照。

(27)

『昭和御大礼参列記念録』、「名古屋新聞」昭和三年十月二十三日付。名古屋新聞によると奉獻者は以下の通りで、十一月六日正午に仮殿に納められた。

洗米一合五勺 宝飯郡国府町 渡邊七郎

酒一升 名古屋市南区本星崎町廣瀬合名会社代表者廣瀬惣兵衛

餅 径六寸一重 名古屋市西区小田原町高木勘七

鰯節大五本・昆布七枚 名古屋市中区八百屋町合資会社青木商店代表者水谷榮次郎

(28) 「名古屋新聞」昭和三年十一月二十八日付、「還幸啓の直後……名古屋離宮を拜観 御質素にして御手狭な御居間 大禮記者團の光榮」。

(29) 「愛知県神職会会報」二八〇号、大正五年十二月。「雑報」に「昨秋御大礼の際名古屋離宮に御駐泊在らせられたる賢所仮奉安殿にて御使用相成たる白木燈台八脚案脚立等の御用品を記念の為め熱田神宮を始め県社等へ十二月十一日御下附相成夫々受領せり」とある。この「愛知県神職会会報」にも、二六五号(大正四年八月)の「雑報」には仮殿地鎮祭の報告記事が掲載され、二六八号(御大礼記念号。大正四年十一月)の「御大礼彙報」には仮殿地鎮祭と大礼時の奉斎の記述が若干掲載されてゐる。

(30) 田中善一「知多郡大高町誌」(同『熱田神宮とその周辺』名古屋郷土文化会、昭和四十三年、所収)。
(31) 西秀成「書類綴 官祭招魂社 自明治四十二年 至昭和十一年」について(『愛知県史研究』二三、平成三十一年)。

(國學院大學大学院博士後期課程)